

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、尾辻かな子さん。

○尾辻委員 立憲民主党の尾辻かな子です。

私からも、今回の老健局の不祥事についてお伺いをしていかなければならないと思っております。もう本場に、びっくりして、驚いて、言葉が出ない。ここまでずれていたのかということには本場に。多分この一年、厚労省の皆さんも、コロナ対策を本場に頑張ったとされた。しかし、その厚労省自身が全て疑われるという状況になっている。もう本場に言葉がありませんが、ちよつといろいろと聞いていきたいと思えます。

この時期だということが、まさに老健局は現場が見えていたんだらうかと思うんですね。

今日は三月三十一日です。四月一日から年金がまず下がりますね、受給額が下がる。介護保険料上がるところが多いです。これは市町村によりますけれども、上がるところが多いです。報酬改定によって利用料も上がっております。こういった全ての皆さんに影響があるときに、

自分たちは、介護報酬改定、三年に一回、これが終わったから送迎会をしちゃった。

ちよつと私、介護現場出身ですから、三月三十一日の報酬改定をした介護現場がどういう状況なのかということをお聞きしたい。局長でも結構ですけれども、お分かりになりますか。

○土生政府参考人 まず、この度の事案は老健局の職員が引き起こしたことでございます。国民の皆様への信頼をまさに裏切る行為でございます。大変申し訳なく思っております。深くおわび申し上げます。（発言する者あり）深くおわび申し上げます。

その上で、今回、報酬改定が四月一日から施行されるということで、その準備のために、各事業所の皆様は大変な御苦労をされているものと承知しておりますが、結果的には、そうした認識が甘く、こうした年度末に送別会を開いてしまったということ、全く申し開きできない事態であるというふうに思っております。

○尾辻委員 介護報酬改定は、いつもいつも現場から、QAが出るのが遅いと言われております。最終的に本丸のQAが厚労省から出たのは、三月二十六日なんです。四月一日からの報酬改定にいつもいつも遅過ぎると言われていて、今回も遅くて、三月二十四日にこの方々は送別会をしているんですよ。これだけでもどうなっているんだと。

今、三月三十一日は、四月一日からの利用のケアマネさんたちが、これは提供票を出せないんです、まだ。介護ソフトの改定が追いつかないから、どういうふうな加算をどの事業者がどういうふう

に取るかまだちよつと分らないから、これを待っている状況で、大混乱で、本場にきついです。ふだんでもしんどいんですね。

だから、介護現場は今、契約書を取り直しですよ。もちろん、一つ一つ変わるんですから、料金。もう一回契約書を作って、取り直しを今している。しなきゃいけないとき。そこに今、コロナのワクチンの同意書まで取っているんですよ。分かりますか。これが三月三十一日の介護現場なんです。

こういうときに、それを決めていらつしやる皆さんはルールを破ってやっていたというので、本場に、何とかどうか、言葉になりません。

ほかの方々もおっしゃいましたけれども、千二百七十七件、高齢者施設、被害が出ました。私も、ちよつとヒアリングの中で、じゃ、千二百七十七件のクラスターで何人の方がお亡くなりになったのかということをお聞きしましたけれども、ちよつと何人亡くなったかまでは把握できていないというふうなところのヒアリングでは聞いています。

何度も申しませんが、この間、私もいろんな現場の話をお聞きしました。例えば老健で、入院できずに、十何人もの陽性者の方を介護職員たちは自分たちの老健で見たいんです。入院できないんだから誰かが世話をしなきゃいけないとやってやっただけですよ。どれだけ大変か。そして、中にはお亡くなりになられる方がいらつしやるんですよ。自分たちがその人を亡くしてしまったという自責の念がどれだけ強いのか。もっと早く入院できていたら大丈夫だったかもしれない、この感染が何とか検査で最初に見つかっていたら、この方は亡くならな

くて済んだかもしれない。介護現場は、そういう今、傷ついている状態ですよ。本当にみんなつらい。家族から責められる職員だっているんですよ。もちろん御家族の方だって、もう一切会えていないわけですよ、この間。Zoomとかオンラインでしか会えていない状況。外出もできていない。この状況の中でこれが起こったということ、本当に、幾ら言ってもあれですけども、深く反省をさせていただきたいと思いません。

私の方からは、まず事実関係を聞きたいと思えますけれども、厚生省に今回のことで抗議の電話やメール、ファクスなどはどれぐらい来たのかということについて、まずお答えください。

○土生政府参考人 済みません、事実関係だけ私の方から御報告させていただきたいと思えます。

現在、多数のお叱りの電話を頂戴しているところでございます。国民の皆様にも自粛をお願いしている中で、多数、大人数で飲食を行ったこと、また、深夜まで飲食を行ったことなどにつきまして、厳しいお叱りの声を頂戴しております。主に電話で頂戴しておりますが、老健局の職員五、六名で対応しておりますが、常に二、三人が実際にその電話対応を日中行っているという状況でございますので、そういう意味では、集計まではしておりませんが、そういう意味では、集計まではしていませんけれども、電話が途切れない状態というところでございます。

○尾辻委員 後で、件数がどれぐらい分かかったら教えていただきたいと思えます。

ちよっと事実関係だけお聞きしていきますけれども、この三月二十四日にやるんだということは

いつ頃企画されたのか、参加予定者からは、疑問の声、中止の声は出なかったのでしょうか。

○土生政府参考人 現在調査中でございますが、現在分かっているところで申し上げたいと思えます。

三月の八日に課長が、緊急事態宣言後の送別会について、課の中で提案をしたというふう聞いております。結果的には二十三名が参加をしたということでございますけれども、開催の中止をするという声は上がらなかったというふうに報告を受けております。

○尾辻委員 課長ということは、その下の方々は声が出なかったということなのかもしれません。

じゃ、老健局の課の一体何人ぐらいにこの案内は流されたんですか。

○土生政府参考人 現時点で確認している範囲でございますけれども、老人保健課在籍課員は三十七名でございますけれども、このうち産休等を取得しております六名を除きまして、三十一名に声をかけて、自由参加ということで、口頭で声をかけたというふう聞いておりますけれども、そのうち二十三名が出席をしたということでございます。

○尾辻委員 できれば誰かが止めてほしかった、本当にこれは大丈夫ですかと言わなければいけないことではないかというふうに思います。

いろいろありますけれども、ちよっと大臣にお聞きします。

この間、こういうことがあったわけですけども、もう本当に二度とこういうことを起こしては

なりません。それについては、今までも議論がありました再発防止というほどのものでも本当になく、一人一人がルールが分かっているればなんです。ただ、この場合は、一番、課長が声をかけたせいで、多分課員の皆さんは言えなかったんだと思うんです。こういう、何か文化というか、今まで、国会、例えば、やはりわきまをえるということが、大事な日本の文化だと言われている中で、下の者が上の者に物が言えない、そういうもの、カルチャーが実は厚生省にもあるんじゃないか、おかしものはおかしいと言えるように風通しよくやりしていく必要があるかと思えます。

大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 厚生労働省も全てがこのような課ではないんだと思えます。いろいろな話の中で、自制心の中で、今こういう時期じゃないの、こういう時期なのでこういうことをやるべきじゃないかというような話の中では、それはそうだねというふうなことで、途中やめているというふうな話もあるというふうに聞いておりますので、全てが全てじゃないんだと思えますが、ただ、この課においては、外からといいますか、要するに自治体から職員が入ってきておって、その方々ともう会えなくなるというふうなこともあってというのもあったのかも分かりますが、しかし、それであったとしても、そこで踏みとどまって、ほかの慰労の仕方はあったはずなので、こういう、飲食を伴って夜遅くまで大人数でという選択をなぜしたのか、そして、それをなぜ止められなかったか。

先ほど、他の委員の御質問で、これに対してちよつとこれはどうなんだろうと思つたけれどもなかなか言い出しづらい雰囲気だった、こういう声もあつたわけでございますので、そういう者が、自分たちのために慰労をもらおうというものを断りづらかつたということであるならば、そこでもう一步踏み込んで、勇気を出して、それを止めるといふ行為ができる、そういう文化にしていかなきゃならない。委員のおっしゃるとおりでございますので、今回のような文化がまだ残っている部署があるということに関して、しっかりと反省して、そういうことがもう起こらないように、言われるような新たな文化をしっかりとくり上げていかなければならないというふうに、今、肝に銘じておる次第であります。

○尾辻委員 あと、ちゃんと介護現場のことを分かるようにしてください。デスクの上でいるんなら関係者と利害調整をして介護報酬なんかを決めていくわけですけども、やはり、それで影響を受ける現場がどういふ状況なのか、ちよつとでも想像すれば、今こんな時期じゃないというのはもう誰が見ても分かりますから、そういうことも是非ともお願いをしたいと思ひます。

今日はコロナの集中ということで、ちよつとほかの質問もさせていただければと思ひます。今日は内閣府の方から赤澤副大臣に来ていただいている、ありがとうございます。

蔓延防止等重点措置について、先ほどからの議論の中でも、尾身分科会の会長も、大阪府に関しては発令の時期が来ているというふうに明確な答

弁をされておられる状況で、大阪府は、まさにステージ3からもうステージ4になるんじゃないか4にかかつている指標もありますから、こういう状態です。まず、その大阪府市が蔓延防止等重点措置の要請をした場合、内閣府としてはこれは応える用意があるのかということについてお聞きしたいと思ひます。

○赤澤副大臣 御指摘の蔓延防止等重点措置は、今年二月の法改正によって創設したもので、最初の質問をちよつと飛ばされましたので簡単にはしよりながら行きますが、二つ特徴があつて、機動的に実施できる仕組みだということと、あと、急所をついた集中的な対策をやることで全国的かつ急速な蔓延の発展を防ぐため、知事の行う要請等の実効性を高める趣旨で実施をするというものであります。

大阪についてのお尋ねであります。状態は大変緊迫をしております。一週間前でも既に病床使用率はステージ3に入ってきた、この一週間で新規陽性者数がちよつと急に増えてステージ3に入ったという本当に緊迫した状況であります。

また、蔓延防止等重点措置に関する吉村大阪府知事の発言についても承知をしております。蔓延防止等重点措置、いわゆる蔓延の適用については基本的対処方針においてお示しをしております。都道府県の特定の区域において感染が拡大をし、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがある。それに伴って医療提供体制、公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる事態が発生していること、特に、分科会提言におけるステージ

3相当の対策が必要な地域の状況になつていふことを踏まえて、政府対策本部長、これは総理であります。基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断するというふうにされているところでございます。

感染状況や病床の状況を最もよく知る知事と緊密に連携しながら、必要に応じて蔓延防止等重点措置を活用することを含めて適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○尾辻委員 適切な対応というのが、要請があればそれに応じていくということでもよろしいでしょうか。

○赤澤副大臣 今申し上げたとおりでありまして、実際に蔓延を出すに当たっては、これは政府対策本部長の判断だけでできることではありません。諮問委員会の意見も十分踏まなければいけませんし、基本的対処方針であれば、総合的に判断をするということが書かれていますので、それは今後状況の変化というのは当然あり得ますし、現時点で、御要請があつたら出す出さないといいことを答える状況にはありませんけれども、先ほど申し上げたとおり、感染状況、病床の状況を最もよく知る知事とよく相談をしながら、そして諮問委員会の意見も十分踏まえて総合的に判断をしていきたいということでございます。

○尾辻委員 今日の委員会では、尾身会長も発令の時期が来ていると言つておりますので、早急な対応を求めていきたいと思ひます。

さらに、今回、蔓延防止等重点措置が本当に効果的になるのかどうかということについて、やは

り議論しなければいけないと思っております。というのも、実は大阪は、大阪府域に四月二十一日まで、とかしき委員長も大阪ですので御存じだと思っただけでも、二十一日まで時短営業を飲食店に求めているんですね。それも大阪市だけだったものを広げたんですよ。現実にこの蔓延防止等重点措置になったときにどのような防止効果とか抑止効果があるのかということについては、現状から何か変わるところがあるんだろうかということもやはり思っているところです。

今、大阪府知事の発言を見てみると、マスク会食を義務化するということが、話すときにマスクを着用するマスク会食を義務化するんだということも言っておられるわけですが、法制度的に、蔓延防止等重点措置をすると、こういうことを義務化できる権限というのはあるんでしょうか。

○赤澤副大臣 吉村知事が、蔓延防止等重点措置が適用された場合には、飲食店などに入店する際、利用者にマスク着用を求め、事業者に対し、マスクを着用していない利用者の入店を拒否することを特措法に基づき要請したい旨の発言をされたことは、委員御指摘のとおりで、承知をさせていただきます。

ちよつと条文のところを見ますと、特措法の三十一条の六第一項において、蔓延の対象地域の都道府県知事は、期間、区域を定め、特定の業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請できると。その政令で定める措置が特措法施行令の第五条の五でございまして、入場者に対

するマスク着用その他の新型インフルエンザ等の感染の対策に関する措置の周知、これは六号でございまして、正当な理由なくこれらの措置を講じない者の入場の禁止、七号などを規定をしております。

これらの規定に基づけば、委員御指摘のマスクの着用について事業者が利用客に求める、してくれないと入店を拒否するといったようなことを要請することも法令上は可能でございます。

また、住民に対しては特措法、今度、三十一条の六第二項になりますが、知事が、新型インフルエンザ等の感染防止に必要な協力を要請することができるとなっております。法令上、住民に対しマスク着用を呼びかけることも可能でございます。

ただ、特措法五条にあるように、主権制約は必要最小限にするという必要がありますので、運用は慎重に行う必要があるということになっております。加えて、特措法三十一条の六第四項で当該要請を行う必要があるか否か判断するに当たっては、感染症の専門家等、学識経験者の意見を聞かなければならないということも規定をされており

ます。仮に、大阪において蔓延防止等重点措置を適用することになった場合には、府内の感染状況等を踏まえて、大阪府において必要な措置を検討していただくこととなります。

政府としても、引き続き大阪府と連携しながら適切に対応してまいります。

○尾辻委員 要は、読むとこれは要請はできるん

だろうなというのは分かるんですけども、義務としてできるのかというのについてはちよつと、それを読む限りでいうと、義務になるのかなという疑問がございます。一言、義務かどうかだけでも。

○赤澤副大臣 特措法三十一条の六第一項の要請を受けた事業者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、知事は特に必要があると認めるときに限り命令をすることができます。命令に違反した者はこの新しい改正法では二十万円以下の過料に処されるということになっておりますが、一方で、住民については、これは第四条に基づき感染防止の対策に協力するよう努める責務がありますので、マスクの着用を要請されたら一応責務はあるんですが、罰則は規定されておりません。

○尾辻委員 ちよつとこの辺、いろいろ確認をしていきました。

ありがとうございます。赤澤副大臣、質問は以上になりますので、御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

○とかしき委員長 御退席をお願いします。ありがとうございます。

○尾辻委員 続いて質問いたします。

配付資料をお配りいたしました。変異ウイルスが発生している国からの帰国者の方がホテル待機になっているんですけども、その食事の内容について、様々な発信がされております。

ちよつと二枚目を見ていただければと思うんですけども、例えば、これは三月三十日の投稿ですけれども、一番左のところ、ベースボールマガ

ジンの販売部というアカウントからの発信ですが、帰ってきての最初の御飯が、見ていただくと、魚が二つ入っているというおかずになっていて、野菜はほぼ、ブロッコリーが二かけだけ見えるというような状況。

その右は、甲南大学文学部教授の田野大輔さんのツイートなんですけれども、昼御飯が来たけれども、これはつらいと言って、菓子パンです、菓子パンが三つと、あと、インスタントのカップスープですかね、が一つついてるような状況。

左の下ですけれども、これは今居美月氏のツイスターですけれども、名古屋の御飯はコンビニの御飯が提供されていて、全く野菜がない状況。

そして、この右側は、これは元々、元小金井市議の若竹綾子さんのお連れ合いさんがイギリスから入国されたとき、ベジタリアンの食事になったんですけれども、ずっと同じような豆腐料理が続いてくるということで、一体これはどうなっているのかという声が続々と聞こえてきております。

栄養バランスとかメニューの工夫はどうなっているのか。時差があつてやつと日本に帰国された皆さんが、一歩も外に出ることなくホテルに滞在をしてこのような食事が続くという状況。これはちよつと改善しなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 今、こうやって、入国三日、追加的な検査ということで、変異株が広がっている、そういうような地域に関しては、検査のために御滞在いただくわけにあります。体制を整備するという中にホテルを確保して人員を確保するという

ことでありますので、そういう意味では十分に行き届いていないところがあるということは重々我々も承知しております、今改善をしている最中であります。例えばハラルでありますとかベジタリアン、こういうような方々にも対応すべく今努力を重ねているところであります。

そういう中において、まだまだ十分じゃないというの、我々も改善しようというふうに思っておりますが、なかなかすぐにできない部分もありますので、御自身が例えば御注文を自らの自費でやられる場合には、それに対してしっかりと、御注文いただいたものをスタッフが届けるようにさせていただいたりありますとか、御家族等々の差し入れ等々、それも届くようにいたしております。

今の食事に関しては、これは公費で対応させていただいておるということでございますので、これも改善してまいりますけれども、どうしても食べにならなれないものがあるとしたら、そういう対応もあるというふうに御理解をいただければありがたいと思えます。

○尾辻委員 公費で対応ということなんです、これは金額ですが、一食千五百円出ているということではよろしいですか。

○浅沼政府参考人 お答えいたします。待機施設での食事の調達につきましては、施設ごとに業者も異なります、また、朝食、昼食、夕食でもそれぞれ単価が異なるところでございます。個別具体の金額を申し上げますことは差し控えます。させていただきますけれども、おおむねですが、

夕食で一食当たり千五百円程度とお願いしているケースがございます。

○尾辻委員 ということは、検疫所によって、そして朝、昼によって違う。要は、費用がないからできていないということではなくて、体制の問題であるということではよろしいですかね。

○浅沼政府参考人 お答えいたします。

基本的には、検疫所の方から業者に対しまして弁当等の手配を依頼しております。各事業所におきまして、適切な食事の内容になるよう献立を決定していただいているところでございますが、こうした御意見も踏まえまして、より改善を求めていく、継続的に改善を進めていくことといたしたいと考えております。

○尾辻委員 昨日ちよつと検疫所の業務管理室の方からいただいたら、閑空と名古屋については今回調べましたよということ聞いております。

やはり、コンビニで購入したものを提供した、発注の数が少ないときはというのものもあるんですけれども、閑空、名古屋以外にも、やはり羽田もあるし成田もあるしということで、まずちよつとチェックしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○浅沼政府参考人 お答えいたします。

私ども、ホテル療養、更に申し上げますと、去年から、検査待ちの施設ということで、一年以上こういった体制を整え、公費で対応させていただきますましたが、お食事のところもずっとやってきました。

ですので、一年間以上蓄積はあるんですが、や

はりどうしても、業者さんが行うことですので、また、その業者さんを決める様々なところ、例えば先ほど話がありましたコンビニの話ですけれども、これはどうも、中部空港なんですけど、なかなか、日によって、特に中部は余り入国されていないこともあって、どうしても、例えばコンビニのお弁当で、業者に頼まず対応していたという事実があったことは確かでございます。

そういったことも踏まえまして、随時私どもの方で食事の提供体制というのは今後しっかり把握して、こうしたような御意見を踏まえながら、不備があった場合には迅速に対応したいというふうに考えております。

○尾辻委員 そうなんです。そのときに、できれば管理栄養士さんの意見を聞いたりとか、是非ともしていただきたいなと思うんです。

もちろん療養ではありませんけれども、こうして初めて日本に来たときの食事というのはやはり非常に大事なものだと思いますので、栄養管理が取れたものを御提供いただき、特に、三日じやなくて六日間の方もやはりいらつしやるわけなので、六日間ホテルでずっといて、食事がこういう状態というのは本当に苦しいかと思えます。管理栄養士さんのアドバイスとか、入れられるようなことはできないんでしょうか。

○浅沼政府参考人 お答えいたします。

入所が少し長引きますと、確かに栄養バランスのこと、重要な課題になってくると思えます。

ただでさえ待機ということホテル等の中でずつといらつしやるわけですから、楽しみというの

は、いろいろ動画を見たりすること、ゲームをやること、さらにはこういったお弁当、お食事ぐらいいしかやはりないんじゃないかと思っています。

私どももできる限り、そうした方々に対しまして、可能な範囲で弁当の手配等をさせていただいているんですが、先ほど御指摘のありました栄養バランスにつきましても、事業者とよく相談をして調整をし、改善をさせていただきたいと思えます。

○尾辻委員 できれば管理栄養士を入れていただきたいと思えます。

ちよつと今日は質問通告、COCOAのアプリと、子ども家庭福祉士、生活保護裁判のことをやっていましたけれども、これはまた次回以降に質問させていただければと思います。

時間が来たので、終わります。ありがとうございます。